

「学習指導要領」改訂のねらい＝改悪教育基本法の定着

～「戦争をする国・日本」を支える愛国青年の育成～

今春、文部科学省（以下「文科省」と略）は、学習指導要領を改訂し、小学校は 2011 年度から、中学校は 2012 年度から全面实施すると発表しました。

しかし、文科省は、移行期間であるのに、すでに今春から「文部科学広報」や「通達」などで、理・数の分野など多くの領域での前倒し実施を強制しています。

（１）改悪教育基本法の理念の

定着をめざすもの

この新学習指導要領の第一の特徴は、改悪教育基本法の理念を具体化し、徹底するためのものであることです。文科省は、今回新学習指導要領の冒頭に、あえて改悪した「教育基本法」を前文に掲げたのです。その意図は、「教育の主権は、国民にではなく、国家にあるのだ」とする改悪教育基本法の理念を定着させようとする文科省の決意を示すためであることは明かです。

（２）愛国心を魂に

すりこむことをめざすもの

第二の特徴は、「日本人としての自覚」「国を愛する心情と態度」を子どもたちの魂にたたきこむことを心棒にすえていることです。

そのために、すべての学校に「道徳教育推進教師」を置き、道徳の時間だけでなく、すべての教科の時間で、すべての教育活動の中で道徳教育に取り組むべきものであると義務づけているのです。

今回、同時に発表された「幼稚園教育要領」においても、「国旗・国歌に親しませる」などが強調されています。さらに、小学校はもちろん幼稚園の子どもにまで「『君が代』を歌えるように指導すること」

とつけくわえられました。まさに「三つ子の魂」から愛国心に染めあげ、戦争をする国を支える国民（兵士）としての自覚や心情をたたきこもうとするものです。

（３）エリート教育のすすめ

第三の特徴は、エリート教育を強力に推進することをめざしていることです。今回の改訂では、「ゆとり教育」をバッサリ切り捨てた上で、30年ぶりに授業時間の増加に踏み切り、「基礎基本の知識の習得」をこれでもかといふばかりに盛り込みました。さらに、学んだ知識を「活用する力」、学んだことを表現する「言語力の育成」と「表現力の育成」をすべての教科に義務づけています。

ところで、文科省は、今まで学習指導要領でしめされている指導内容を実質上の上限とし、それを超える指導に「歯止め」規定を付記していました。しかし、今回からこの「歯止め」規定を撤廃したのです。その意図は、習熟度別学習や、小・中一貫校、中・高一貫校などで、学習指導要領における学年などの垣根を無視して、どしどしエリート教育を推進することを可能にしたことにあります。

このような問題解決能力（「活用する力」）やコミュニケーション能力（「言語力の育成」）を含んだエリート教育・能力主義教育の推進を号令した文科省のめざすところは、財界の強い教育要求に応えることにほかなりません。「教育再生会議」や「中央教育審議会」などの場で、財界の代表たちは、「わが国の国際競争力の低下は教育に問題があるからだ」とか、「中国やインドなどの経済発展の背景には、理・数分野のエリート教育の充実がある」などと焦燥感をつのらせ、

文科省を突き上げてきたのです。

文科省は、この新学習指導要領の徹底をはかるために、昨年にひきつづき今春も「全国学力テスト」を強行しました。この学力テストと学習指導要領をリンクさせて、文科省は直接に各学校と子どもたちをチェックし、教職員への管理・支配を強化しています。

私たちは、学習指導要領の改訂とその実施は、教育の死を意味することを、あらゆる場で訴えていきましょう。

政府・文科省や財界による日本の国益を支える国民づくりの教育は絶対に許してはなりません。そして、偏狭な愛国主義の若者を大量にうみ出す「狂育」とも言うべき危険な道に、声を大にして反対していきましょう。(K)

【読賣新聞 3月28日】

新指導要領

「愛国心養成」を追加 文科省 国語で神話読み聞かせ

文部科学省は、約3年の改定作業を経てまとめた小中学校の新学習指導要領を28日付官報で告示する。先月15日公表の改定案と比べ、「我が国と郷土を愛し」といった記述が追加されたほか、「君が代」についても「歌えるよう指導する」と明記されるなど、「愛国心」の養成を、
「教育基本法を色する形となった。正点は、文科相「中央教育審議を怪ないまま盛おり、なぜ新た然加わったのか議論を呼ぶのは必至だ。」

学習指導要領

君が代「歌えるように」

「愛国心」総則明記 直前変更きよう告示

【朝日新聞 3月28日】

政治の「圧力」が背景

〈解説〉小中学校の学習指導要領が告示段階で修正され、「愛国心」などが総則に入った。文部科学省は「現場の指導に影響が出る変更ではない」としているが、中央

教育審議会が約3年をかけた、多様な意見をまとめた答申が基になっていることを考えると、土壇場の変更には疑問が残る。渡海文科相は告示を前に「意見公募は建前上かけるのでは意味がない」と話した。だが、文科省の施策に教職員組合が意見を述べても修正はまれ。今回は教職員の意見が全体の約1割程度で、

従来と違う構図で意見が集まったとみられる。改訂案については超党派の日本会議国会議員懇談会（平沼赳夫会長）の所属議員から強い不満が上がっていた。文科省が26日、修正内容を自民党の部会に説明した際、こうした議員から「領土問題で竹島の記述がないことは納得できない」との意見が相次いだ。背景

【東京新聞 3月28日】

愛国心教育は「戦争をする国」の人材育成

《危険な政治家による危険な教育改革》

2006年9月、改憲に執念を燃やす危険な右翼政治家・安倍晋三が首相に就任してから、この国の教育政策は大きく変貌した。一口で言えば、戦前の皇国史観に彩られた軍国主義復活をめざす教育路線へ舵を切ったことである。その最も象徴的な出来事が“愛国心教育”の強要である。

安倍内閣はまず、「教育基本法改悪案」を同年12月に与党で強行採決し国会で成立させた。新教育基本法の最大のねらいは、戦力の保持・国の交戦権を認めず戦争の放棄を明確に規定している日本国憲法第9条の理念を否定し、現行憲法と教育とを分断することである。新教育基本法は、新たに「第2条 教育の目標」という条項を設け、同条5項に生徒へ愛国心を強制する次の文言を掲げた。

「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」

この第2条〈教育の目標〉は、教育課程（カリキュラム）を直接拘束するものであるから「愛国心教育」の強要は生徒だけの問題ではなく、教師たちの学習指導をもしばることになる。したがって「国を愛する態度を養う」ことを生徒に教えない教師は「不適格教師」とされる。

《新学習指導要領でも愛国心教育を軸に》

改悪教育基本法につづいて成立した「改悪学校教育法」でも、〈義務教育の目標〉として「我が国と郷土の現状と歴史の正しい理解、国と郷土を愛する態度、国際理解、国際協調などの育成をする」ことを補足的に追加している。ここでいう「歴史の正しい理解」とは何を意味するのか。アジアの民衆2000万人を

殺した侵略戦争を、自存自衛のための正義の戦争だったと教えることなのか。この文言には『自虐史観』にもとづいた歴史は間違いなので教えるな」という教師への脅迫じみた意図が顔を出している。

安倍内閣の後を継いだ福田内閣も“愛国心教育”を踏襲し、一段と強制している。今年3月28日、官報で告示された小・中学校の新学習指導要領でも、第一章の総則に「わが国と郷土を愛し」という記述を改めて追加し、さらに小学音楽では「君が代」について「歌えるように指導する」と明記、愛国心とつながる国家主義を謳っている。

また、中学社会では「わが国の安全と防衛」に加えて「国際貢献について考えさせる」と、自衛隊の海外活動を想定し、それを正当化させる文言が挿入されている。

《戦前の教育——教育勅語の内容を

具体化した「修身」と「国史」》

この国では戦前、天皇絶対の皇国史観による教育で天皇に命を捧げることを名誉とする多数の国民を育成し、侵略戦争の担い手とさせた。国家の方針として、なぜ皇民化教育が行われたのか。欧米の列強に対抗するため、明治政府は富国強兵の政策をうち出したが、教育方針もこの政策に密接に結びついていた。当時の狂気じみた教育の実態を検証し、直視することは、歴史の針を逆戻りさないためにも必要であろう。

戦前の皇民化教育の柱となった教科は「修身（道徳）」と「国史（日本史）」だった。そして、この二つの教科のバックボーンとなったのが1890（明治23）年に明治天皇の名で発布された「教育勅語」である。「勅語」ではまず冒頭で、日本は皇室の始祖である天照大神が造り神武天皇が開いた国であり、歴代の天

皇が治める君主国であることを明記。だから万一国家に危急の事態が起こったときは、国民は勇気を奮い起こして天皇・国家・公共のために尽くすことが義務と訓示している。

《「戦争」へ直結した、天皇絶対の 国家主義で生徒を洗脳——戦前の教育》

教育勅語で示された教育方針を具体化するために、小学校の「修身」では、祖先が残した美風である親への孝行や兄弟は仲良くななどの道德（封建的倫理観）を説きながら、非常時には国のために尽くす君主国家の臣民としての心構えを随所にもりこんで生徒を洗脳した。

「国史」でも、日本が万世一系の天皇が永久に君臨し支配する神国であることを徹底させるために、科学的・歴史的根拠のない天の岩戸や高千穂への天孫降臨伝説など記紀の神話を真実の歴史として教え、天皇への忠誠心を養成した。小学校で神話上の初代神武天皇から「124代」昭和天皇までの全員の天皇の名前を暗記させられ、小・中学生とも登・下校時には校庭の「奉安殿（天皇の写真をおさめた建てもの）」に敬礼することが義務づけられた。

今回の新学習指導要領で「日本の伝統文化を尊重する」と称し、国語で神話「因幡の白兔」を読み聞かせると指導しているのは、かつての皇民化教育の犯罪的ともいえる弊害を全く反省せず、むしろ復活させる意図がみえみえである。

また、中学校には陸軍から現役の将校を各校に配属させて、教職員と生徒を監視・管理した。将校は、生徒に軍隊での兵士の規範を定めた軍

人勅諭の全文を暗誦させ、軍事教練を指導して戦場に臨む武士道精神をたたきこんだ。

今回の新学習指導要領では、保健体育で「武道」を必須科目としているが、これは子供のときから心身を鍛錬し、将来兵士として役立つことをねらっているとも言える。

戦前の皇民化教育は、「戦争」へ直結する強烈な国家主義と結びついていた。しかも、植民地の朝鮮・満州などアジア諸国にも強要したのである。この歴史的事実を決して忘れてはならない。今また、同じ闇の道を辿ろうとしている権力者を監視しよう。

《愛国心教育の目的は、有事のとき 国家に命を捧げる国民づくり》

この国の権力者は、今なぜ教育の現場に「愛国心」を浸透させようと躍起になっているのだろうか。彼らが考える理想の国家像・国民のあり方とは、国家の施策に一切異を唱えず国家体制に従順に隷属し、いざという有事のときは国家のために命を捧げる国民である。好戦国アメリカに追随し、日米一体の戦争へ自衛軍の派遣を想定している彼らは、戦場に抵抗なくおもむく兵士の予備群を養成する必要があるのだ。

新学習指導要領による国家のための教育が実施されれば、この国の教育や社会は破壊されるだろう。戦前の過ちを再びくりかえしてはならない。誤った愛国心を教えるべきか否か、どう対処すべきか、現場の教職員たちの苦悩は深い。が、“教え子をふたたび戦場に送るな”という戦後まもなく掲げられた日教組のスローガンを改めて思い起こそう。新たな闘いが今、求められている。（I）

【会員の方からの一言メッセージ（抄）】

- ★ 良くならず悪くなるばかり。どうすればいいか。声を上げ、伝えることの大切さ。
- ★ 労働者への弾圧を許さない。ともに闘いましょう。
- ★ 地道な活動、とても大事なことです。自分なりのペースで歩いていきたいと思っています。



「生きる力」とは？

文科省は、新たな学習指導要領の「理念（生きる力）は、変わりません」と言っています。

「ゆとり教育の見直し」を宣言したにもかかわらず、新たな学習指導要領においてなんら新たな指導理念を打ち出すことができなかったのはなぜでしょうか。

1. 新たな「生きる力」の解釈がえ

10年前掲げられた「生きる力」は、“知育偏重と何でも平等主義の画一的な戦後教育が、個性や意欲に乏しい子どもをつくった”という「分析」にもとづいて主張されました。しかし小泉式「構造改革」のもとで「学力低下」の元凶として「ゆとり教育」が非難されその見直しが叫ばれたのでした。

新たな指導要領は、明らかに現行指導要領とは大きく変わっています。現行指導要領においては「ゆとり教育」の名の下に「自ら考え」ることに力点を置き、「指導」ではなく「支援」だとしていたのです。「学習意欲、関心、態度」といった内発的な意欲を喚起する方法を提唱していたのでした。

しかし新たな指導要領では上からの「指導」をつよめ、「基礎基本を確実に身につける」ことを第一義としながら、「自ら考える」内容もPISA型学力を基準とした「活用力」を身につけさせることに変えられたのです（「確かな学力」）。しかも、あらかじめ決まっている「もって生まれた才能」を「多様に伸ばす」こと、つまり能力主義を露骨に評価し、教科内容と時数も増やしながら、ついていけない子どもの教育を事実上放棄し、成績上位者へ教育投資をするものへと変えられました（「歯止め規定」の解除）。

しかも「徳」の面では、「国を愛する態度を養う」として愛国心教育をおり込み、政府や社会に反抗したり自棄的行為に走ったりしないように「公共の精神」、「規範意識」をうえつけようとしているのです。「主体的に」とか「自ら考え」という表現は国家社会に「奉仕」

することであり、「自己責任」でやれということに変えられているのです。そして「体」も健康増進法、食育基本法等によって、国家の方針に従って、家庭に子どもたちの生活を管理、鍛錬させるものへと変えられたのです。これら「差別選別」教育と、愛国心教育を根幹とした徳育、体育とは一体です。

2. 「生きる力」の意味

なぜこのように変えたのでしょうか。日本経済が新自由主義経済へ傾斜したことを基礎とし、2000年末教育改革国民会議の答申最終報告が出された頃から事実上「ゆとり教育」を転換したことによって、子どもたちの教育格差は拡大し、学習障害、モラルの崩壊が生み出されてしまいました。これらは彼らのエリートづくりの失敗でもあります。

このような事態を前にして、教育基本法を改悪した政府・文科省は、表向きの「ゆとり教育」をもかなぐり捨て、なりふり構わず国家主義、能力主義教育に拍車をかけようとしているのです。なぜならアメリカ型新自由主義経済につき従うことしか術がない日本政府、独占資本は、経済成長の著しい中国、インド、ロシアと対抗していくために、新たな技術開発やエネルギーその他の資源の確保が死活問題になっているからです。そのためにアメリカの「一超」世界軍事支配をささえつつ、中国、ロシアに対抗する「戦争のできる国」として日本を飛躍させることにしか活路がないのです。このような日本政府、独占資本のかかえる問題を打開する人材を作るには猶予がありません。「能力主義」的に効率よくエリートを育て、国益や企業の利益に従順に従う教育が必要なのです。

“個性や意欲に富んだ”という意味での「生きる力」から、競争と格差を大前提とした上で、その中で「奉仕」と「自己責任」で“生きていける力”という意味での「生きる力」への変質なのです。（〇）

強化される能力主義教育

《エリート教育導入のための

「歯止め」規定廃止》

文科省は、新学習指導要領で示している内容を「すべての児童に対して指導する」という「最低基準」として提示しました。その上で「示されていない内容を加えて指導することができる」と明記しました。つまり“できない子”には「最低基準」として、「基礎的・基本的知識および技能」を何回もくりかえすことによって習得させる。そして“できる子”にはより進んだ学習内容をどしどしやっといういいことを示したのです。

すでに学校現場では「個に応じた指導」の名の下で「習熟度別学習」やコース選択授業などがとり入れられ、能力別学習が広がっています。しかし、現行学習指導要領の下ではそれを「最低基準」とし、「発展的学習」が認められていましたが、それには「一定の歯止め」がかけられ、学年の内容は枠づけされていました。この「歯止め」があったので、「習熟度別学習」での上位クラスや小・中一貫校でも学習内容に制限があって、学年を超えての学習ができなかったのです。「できる子はどんどん伸ばす」というエリート教育にとっては極端です。それで、新学習指導要領では「歯止め」をなくし、学年の垣根をとっばらって指導していけるようにしたのです。



東京都をはじめ多くの都市部では、学校選択制によって、学校間格差がつくられ、エリート校と底辺校に選別されてきています。同一校でも「習熟度別学習」によって学習内容に差がつき、子どもたちの学力格差はさらに広がっています。小学校1年生から「差別・選別」の教育が行われ、“できる子”“できない子”とレッテルばりされ、固定化され、子どもの中に学力の「勝ち組」「負け組」がつくられているのです。これからは「歯止め」がなくなったのでさらに格差が広がっていくでしょう。

《能力主義を強化した改悪教育基本法》

文科省は、改悪教育基本法において「能力に応じて」教育することを、教育目標、教育の機会均等、ならびに義務教育の項に掲げました。「個人の価値を尊重し」と、あたかも「個性を尊重する」かのように言いながら、実は「その能力を伸ばし」という文言を入れ、能力主義を強化しました。そして、今後法律で6・3制の見直しや教育コースの多様化、早期の選別（飛び級など）をも可能にする文言を入れました。この改悪教育基本法にふまえ、新学習指導要領は、より「差別・選別」＝能力主義を強化するものに変えられたのです。

《教育の機会均等の理念を否定》

さらに‘08年4月に、中央教育審議会は「教育振興基本計画答申」を発表しました。これは、「教育の機会均等」の理念をも公然と否定するものになっています。

すなわち、今年2月に出された素案では「教育を受けることを望む人が、経済的理

「特別支援学校」の現状

東京都は今年度（'08年度）から養護学校を特別支援学校とした。これまでも、都立の養護学校の生徒は減っているのに、教育予算がかかるということをキャンペーンしてきた。しかし、学校数が減ることにより（聾学校は、全部で2校になってしまった）、実際に通えない子どもたちがでてきている。また、知的障害児学校は生徒が増えつづけていて、すし詰め状態だ。保護者も、養護学校への抵抗が昔ほどはなく、専門的な教育が受けられると、特別支援学校を選択するようになってきているように思うし、通常学校での子どもの状況が大変になってきているがゆえに、教師にも余裕がなく、大変な生徒は特別支援学校へという流れができていたとも聞く。

学校の統廃合は年度の途中でも行なわれ、今年度も隣接している肢体不自由の学校と知的障害児の学校が「併置」という措置により統合された。その結果、管理職、事務職員が二分の一ですむと称して、リストラが行われた。

かつて美濃部都政の下、東京都では全員就学が高等部まで早くから実現し、養護学校では小規模ゆえに、以前は生徒一人一人が大切にされていた。しかし今日ご他聞にもれず、学校もNPM（ニューパブリックマネジメント）の対象になっている。その理念は経済至上主義で能力主義であり、競争原理にさらされている。特別支援学校では就労率で学校評価がされるので卒業時に何人企業就労させたかが問われ、進路が子どもの個性や将来を見据えたものになっていない。3月に就職させたら1週間後に首になっても、5月に職場にあわなくてうつ病になってしまったり職場を去っても学校

の知るところではない、という状況になっている。

授業のカリキュラムもそれにあわせ、高等部は教育というより職業訓練校のようになっていて、重度の子どもたちは置き去りにされるような状況になってきている。

(B)



《特別支援教育に関する情報》

1. 特別支援教育の導入目的（理由）は、「これからの教育をしっかりとやるため、授業妨害をする子どもへの毅然たる対処と、障害児教育の削減」と、研修会で講師が述べていました。
2. 品川の第一日野小学校が、幼・保・小一元化の新しい学校になるという動きの中で、そこに近隣の別の小学校の特別支援学級を移し、併合すると区が説明し、保護者が不安で大騒ぎになったそうです。

幼稚園と保育園に、障害児学級はこれまではありませんでした。区内の別の学校の研究会で、講師が「これまでの教育の弊害は、子どもの脳の能力に応じて教育を仕分けてこなかったことだ。脳科学にふまえた教育を」と述べていたことと合わせて考えると、恐ろしい動きです。幼いうちから、能力・適性ごとに分けていくということでしょうか？

（「7・23学習会」で寄せられた「感想」から）

小学校「音楽」の危険な「愛国心教育」

政府・文科省は、新「教育基本法」や「学校教育法」改悪にもとづく新学習指導要領の小学校「音楽」において【国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること】と、指導をさらに徹底することを命令しています。そして第1章総則【「目標」を達成するよう教育を行うものとする】と、「君が代」を強制し義務化を図ろうとしています。また、歌唱共通教材は、【必ず指導するものとする】として、1～4学年は4曲すべて扱う（現行は4曲中3曲）、5・6学年は4曲中3曲を含めて扱う（現行では4曲中2曲）と、必ず指導しなければならない曲数を増やしています。共通教材と称し歌唱教材を露骨に指示し歌わせようとしているのです。

《 共通教材 》

〔第1学年〕	★「君が代」	☆「うみ」	(文部省唱歌)
		☆「かたつむり」	(文部省唱歌)
		☆「ひのまる」	(文部省唱歌)
		☆「ひらいたひらいた」	(わらべうた)
〔第2学年〕	★「君が代」	☆「かくれんぼ」	(文部省唱歌)
		☆「春がきた」	(文部省唱歌)
		☆「虫のこえ」	(文部省唱歌)
		☆「夕やけこやけ」	中村雨紅作詞 草川信作曲
〔第3学年〕	★「君が代」	☆「うさぎ」	(日本古謡)
		☆「茶つみ」	(文部省唱歌)
		☆「春の小川」	(文部省唱歌)
		☆「ふじ山」	(文部省唱歌)
〔第4学年〕	★「君が代」	☆「さくらさくら」	(日本古謡)
		☆「とんび」	葛原しげる作詞 梁田貞作曲
		☆「まきばの朝」	(文部省唱歌)
		☆「もみじ」	(文部省唱歌)
〔第5学年〕	★「君が代」	☆「こいのぼり」	(文部省唱歌)
		☆「子もり歌」	(日本古謡)
		☆「スキーの歌」	(文部省唱歌)
		☆「冬げしき」	(文部省唱歌)
〔第6学年〕	★「君が代」	☆「越天楽今様」	(日本古謡)
		☆「おぼろ月夜」	(文部省唱歌)
		☆「ふるさと」	(文部省唱歌)
		☆「われは海の子（歌詞は第3節まで）」	(文部省唱歌)

このように、何故に「君が代」、「共通教材」歌唱曲を強制してくるのでしょうか。

政府・文科省は、柔らかいみずみずしい感性をもった子どもたちに、愛国心を涵養するには「音楽」のメロディーと歌詞がもっとも効果的であり重要であると考えているのです。

かつて軍国主義の象徴であった「日の丸」・「君が代」を「国旗・国歌」（1999年）として法制化しました。そして今、政府・文科省は、守るべき日本国家の象徴としての「天皇について理解と敬愛の念を深めるようにすること」（6年社会に明記）と、天皇をあがめ奉る教育の内容にしています。このことから、

「君が代」を繰り返し歌うことをつうじて、身も心も日本国民としての（天皇を中心とする）愛国心を育成しようとしていることがわかります。教科書では、国歌「君が代」は、「日本の国がいつまでも栄え続け、平和でありたいと願った歌です」と説明していますが、過去にはたしてきた暗黒の歴史を反省することなく、意味を言いかえて歌わせようとしているのです。

歌唱共通教材は、ほとんどが文部省唱歌として戦前から歌われてきたものです。共通教材には外国の曲は1曲もなく、全て日本の歌でしめられています。にっぽんの海、にっぽんの野や山、にっぽんの四季……美しい日本、そして懐かしいふるさと（郷土）を賛美する曲がちりばめられています。「君が代」と歌唱共通教材は一体のものなのです。この両面から音楽教育は、「愛国心教育」の要として強制されようとしているのです。

戦前、侵略戦争と戦意高揚に大きな貢献を果たしてきた軍歌や戦時歌謡と呼応して学校教育では唱歌のなかで天皇の赤子としての教育が、「君が代」を歌うことをつうじて徹底されたのです。そして、歌唱の共通教材にあるような文部省唱歌を繰り返し歌うことが、兵隊さんへの応援歌となり、子どもたちをお国のために立派な兵隊さんになりますという心をもった、軍国少年、軍国少女にしていたのです。

また、メロディーは同じで歌詞だけを戦後かえたものもあります。これは、政府・文科省が戦前の歌詞のついた歌に良さを感じているからこそ、それらの歌を子どもたちに覚えさせようとしているのです。1年生の「ひのまる」は、「アア、イサマシイ、ニホンノハタハ」から、戦後になって「ああ うつくしいにほんのはたは」にかえられて歌われています。



『唱歌』とは、唱える歌ということ

日本の風土、日本は豊かな国と褒め称える歌詞の歌が多い。音楽と道徳は、密接な関連があり、音楽は愛国心を端的に表現していて身につく効果がある。このことからどんなに歌詞が大事かわかる。

北村小夜さんのことば

6年生の「われは海の子」は、3節までと指示されていますが、戦前は、7節まであって、7節には「いで、おおふねをのりだして、われはひろはん、うみのとみ。いで、ぐんかんにのりくみて、われはまもらん、うみのくに」とあります。軍艦に乗り組んで海国日本を自分たちの手で守っていくのだという子どもたちの軍歌の役割を担っていたのです。それを3節までとしたのは、戦後民主教育の中で育った世代や反戦の思いを抱く戦争体験者の反発に、考慮せざるをえなかったのではないのでしょうか。政府・文科省は、そうまでも戦前の“軍歌”を残したいのです。

文科省は、政府・財界の強い後押しを受け、中学校社会・公民で「日本の安全と防衛および国際貢献について考えさせる」ことを、重要な課題として取り上げ教育しようとしています。小学校音楽は、その土台作りなのです。

そして、「国際貢献のため」と称し、戦乱の地イラクに自衛隊を派兵しているのが、現在の政府なのです。さらに、今後も、アメリカと一体となって、どしどし他国の戦争に加担できるようにしたいのです。そのために、自衛隊を海外派兵する恒久法を追求し、平和憲法もかえ、あらゆる手段を駆使し、日本を「戦争のできる国」にしようとしているのです。

このように、日本を「戦争のできる国」にするために、政府・文科省は、「国家のために命を捧げる国民づくり」をなんとしても達成しようとしています。そのために、「愛国心教育」を教育の中心にすえ、強化しようとしているのです。

歌唱（戦前は唱歌）は、心に響き感性に受容され記憶に刻まれていくものです。だからこそ戦争に駆り立てる手段としては、もっとも有効なものとして悪用されてきました。今ふたたび、政府・文科省によって、「音楽」は愛国心育成の手段にされているのです。このままでは、幼い人格の感覚までもが、軍国主義の思想とナショナリズムに染め上げられていくことは明白です。それは、過去の血塗られた「日の丸」・「君が代」の歴史がものがたっています。

このような教育は、決して許せません。私たちは、子どもたちを戦争の担い手にしないために、教職員と連帯して、新学習指導要領に反対の声をあげていきましょう。（S）

「食育」国民運動の危険性

1. 新学習指導要領「総則」に“食育”

「総則」第1章一般方針の3「学校における体育・健康の指導」中の「体力の向上」の前に、特に力をいれることとして、新たに「学校における食育の推進」という目標が入りました。政府・文科省が「食育」を重視していることがわかります。そして、この「食育」を体育、家庭科、特別活動などにおいて指導するとあります。ここでは「家庭科」の“食の指導”にしばって考えてみました。

「家庭科」の食にかんする改訂点 (小学校＝小、中学校＝中)

現 行	改 訂
〈内容〉家庭生活・家族、 衣、食、住 の順に展開 (小)	家庭生活・家族、 食、衣、住 の順に展開 (小)
〈内容〉食事の栄養的特徴を知る (小)	食事の役割を知り、 日常の食事の大切さ に気づく 楽しく食事 をするための工夫をする (小)
〈内容の取り扱い〉 細かな栄養素や食品成分表の数値は取り扱わない (小)	五大栄養素を扱う (小)
〈内容の取り扱い〉	米飯やみそ汁が我が国の伝統的な日常食であること にもふれること (小)
〈内容〉 生活の自立と衣食住 (中)	食生活と自立 衣生活・住生活と自立 (中)
〈内容〉 日常食や地域の食材を生かした調理の工夫 (中)	〈内容の取扱い〉地域の又は季節の食材を扱うだけでなくその 意味 を教える 地域の伝統的な行事食や郷土料理 を扱うこともできる (中)

上の表からわかることは以下のことです。

- ・ '05年「食育基本法」の成立を受けて“食”の指導を重くしていること
- ・ 朝食欠食の問題など食生活の乱れを自覚させようとしていること
- ・ 改悪教育基本法にもられた「伝統文化を尊重し」「それをはぐくんできたわが国と郷土を愛する」ことを教える場としたこと

学校給食でも「栄養補給の場とするだけでなく、食材の生産者や生産過程、流通や食文化を学ぶ場と明確に位置づける」「改正教育基本法にもりこまれた伝統文化を学ぶ

観点も重視」「地元で昔から使われる食材を給食に活用し、生産者との交流や生産現場での体験を通じて感謝の念や郷土への愛着を育てる」ことを明記する「学校給食法」に改訂しようとしています。

「食生活の乱れ」が子どもたちの体力・気力を奪っている想定し、「体育」とともに「食育」で強健な体づくりをするとともに愛国心をも育成しようとする政治的目的を家庭科にもりこんでいます。

そして、この学校での「食育」は、'05年成立した「食育基本法」でうたわれた「食育」国民運動の一環でもあるのです。

‘07年版「食育白書」(内閣府発行)には、「国民運動としての食育の推進」の全体像が示されています。

2. 「食育基本法」では

「食育基本計画」の中で、方針を以下のようにたてています。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者・教育関係者の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産者への配慮及び農山漁村の活性化と食糧自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

以上の方針のもと、国＝政府が主導して学校や企業などをまきこみ、「国民運動」として推進しています。(頁下の資料参照)

3. 「食育基本法」の問題点

i) 食生活のくずれや食の問題を家庭や国民の責任や自覚の問題にし、道徳的に解決しようとしていることです。原因は、働く人たちへの貧困や深夜労働の強制やジャンクフード※、インスタント食品の氾濫です。これは政府の政策や企業経営者の利潤追求に起因しています。少ない予算の中で民間活力の利用でのりきろうとするため、食の安全も保証されないでしょう。

※ カロリーは高いが他の栄養素があまり含まれていない食品。

ii) 「国民運動」として展開している問題です。国民に責任を負わせつつ「自発的」に動いているかのような形で取り組ませるこ

とは、政府への批判を封じ、かつて戦争に向かってつきすすんだときのように、食生活も政府が主導して、国民を統合しようとしているのです。

3. 「食育」に追われる学校

東京都では、「早寝・早起き・朝ごはん」のスローガンのもと、栄養教諭(全都で5名)・栄養士・養護教諭・教諭に強力な取り組みが要請されています。’07年には、6800件もの推進事業が計画されました。内実は、食にかんする講演、展示、標語・レシピ募集表彰、授業公開、研究授業、稲刈り体験など一大キャンペーンです。企業に丸ごと依頼した授業を行ったり、早朝ボランティアを募って希望児童に朝食をたべさせたりしています(日本マクドナルド、日本ハム、味の素、カルビーなど)。

多忙な学校現場をさらに追いつめている姿が目に見えます。

利潤のために毒入り食品でも流通させてしまう問題は、給食にまでおよびました。

安い食品を買わざるをえない低賃金で働く者・低所得者にも食の問題は深刻です。

「食育」国民運動は政府や企業経営者の問題を覆いかくすものでもあります。

私たち働く者・市民は、この「食育」国民運動に反対の声をあげましょう。(R)

【資料】2007年版「食育白書」(内閣府発行)より

